

評議員、役員及び顧問の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人立松財団（以下「当財団」という。）定款第 15 条、第 31 条及び第 34 条の規定に基づき、評議員、役員及び顧問の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

2 役員とは、理事及び監事をいう。ただし、役員は全て非常勤とする。

3 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）

第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であり、次条に定める出席謝金及び第 4 条に定める業務日当をいう。

4 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費含む。）、交通費及び手数料等の経費をいう。

(出席謝金)

第 3 条 評議員会、理事会及び選考委員会に出席した評議員、役員及び顧問には、出席謝金を支給する。

2 出席謝金の金額は、1 回当たり 2 万円（源泉所得税 等 控除後）とする。

(業務日当)

第 4 条 監事には、事務局において行う監査業務に対して業務日当を支給する。

2 業務日当の金額は、1 回当たり 5 万円（源泉所得税 等 控除後）とする。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 報酬等は、評議員会又は理事会への出席等、必要の都度に支給する。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第 6 条 当財団は、評議員、役員及び顧問がその職務を行うために要する費用を弁償することができる。

2 費用の弁償額は実費とし、評議員、役員及び顧問は証拠書類を添付して請求しなければならない。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第7条 当財団は、この規程をもって、認定法第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人設立の登記の日から施行する。